

山口県報

平成24年
11月9日
(金曜日)

目 次

- 告示
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課).....二
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....二
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課).....三
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
- 建築士の免許の取消し(建築指導課).....三
- 開発行為に関する工事了了(建築指導課).....三
- 教委公告
一般競争入札の実施.....四

山口県告示第四百四十七号



山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正する。ただし、改正前の山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示二の(六)に規定する広報・安全等対策交付金は、改正後の山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定

する給付金に関する告示二の(六)に規定する広報・調査等交付金とみなす。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 二の(六)を次のように改める。
- (六) 広報・調査等交付金

山口県告示第四百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
あだち眼科		山口市小郡下郷二二二六の一〇		平成二四、九、一
いちようの木クリニック		小郡船倉町一番一三三〇		八、三
松浦胃腸科		岩国市岩国四丁目四番九号		三、〇
さとつ眼科		室の木町五丁目一〇番一一		八、〇
山野歯科医院		防府市牟礼今宿二丁目三番一六		四、三〇
サン薬局		宇部市今村北五丁目二番一〇		八、三一
すみれ薬局		大字中野開作二二六の三		九、一八

山口県告示第四百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
いちようの木クリニック		山口市小郡船倉町一番一三三〇		平成二四、九、一

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称
周東町差川(23)、周東町差川(24)、周東町西長野(38)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十二号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月十二日から施行する。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

三の表西中国信用金庫の項中、「ときわ代理店」を「新垢田代理店、ときわ代理店」に改める。



(五四五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十九日山口県公告(二四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月九日から同年十二月十日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び由宇総合支所地域振興課において公衆

の縦覧に供します。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 丸久由宇店
所在地 岩国市由宇町堀田五五五-1の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五四六) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
石井 満	二級建築士	第四一三三号	平成二四、一〇、三一	死亡
藤江 秋夫	二級建築士	第一九五九号	平成二四、一〇、三一	死亡

(五四七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 工区に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字松崎(二工区)
- 二 開発許可を受けた者

田布施町



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年十一月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十四年山口県告示第四十三号）に基づき資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十四年十一月九日から同年十二月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁教育政策課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

(三) 受領期限

平成二十四年十二月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十四年十二月十九日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育委員会室

(二) 日時

平成二十四年十二月十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三―四五一〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be acquired: Update software licenses for prefectural school classroom computer equipment and networking equipment
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
 - (4) Place of the performance of the service: Specified by person in charge of the contract
 - (5) Division in charge of procurement and receiving applications: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4510)
 - (6) Deadline for tender: 5:15 P.M. December 18, 2012 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. December 19, 2012)

平成二十四年十一月九日発行

発行人所

山口県知事庁